



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

住 所 横浜市港北区綱島東六丁目3番 20 号

会 社 名 株式会社 エヌエフ回路設計ブロック
代表者名 代表取締役社長 高橋 常夫
(JASDAQ コード:6864)

問合せ先 取締役経営企画室長 中山 和彦

電 話 045-545-8101

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 16 日付で発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

表中の網掛け部分が、訂正箇所になります(下線部分は定款の変更箇所になります。)

(訂正前)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

(訂正後)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(新設) (第7条第2項から移動)	(株券の発行) 第9条 2. 前項の規定にかかわらず、当社は 單元株式数に満たない株式(以下「 <u>單元未滿株式</u> 」 <u>という</u>)に <u>係る株券を</u> 発行しない。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(新設) (第7条第2項から移動)	(株券の発行) 第9条 2. 前項の規定にかかわらず、当社は 單元株式数に満たない株式(以下「 <u>單元未滿株式</u> 」 <u>という。</u>)に <u>係る株券を</u> 発行しない。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(名義書換代理人) 第9条 3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所</u> に備え置き、 <u>株式の名義書換、質権の登録、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、單元未滿株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第11条 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、 <u>株主名簿管理人の事務取扱場所</u> に備え置き、 <u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、單元未滿株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(名義書換代理人) 第9条 3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所</u> に備え置き、 <u>株式の名義書換、質権の登録、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再発行、單元未滿株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第11条 3. 当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、 <u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所</u> に備え置き、 <u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、單元未滿株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(第8条から移動)	(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(第8条から移動)	(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(招集) 第11条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	(招集) 第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(招集) 第11条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	(招集) 第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(第14条から移動)	(議決権の代理行使) 第17条 (条文省略)

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(第14条から移動)	(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり)

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(第19条から移動)	(取締役会の招集通知) 第26条 (条文省略)

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(第19条から移動)	(取締役会の招集通知) 第26条 (現行どおり)

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役(当該決議事項について決議に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異論を述べたときはこの限りでない。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異論を述べたときはこの限りでない。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(選任) 第 29 条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその過半数をもってこれをなす。	(選任) 第 34 条 監査役は株主総会において選任する。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(選任) 第 29 条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその過半数をもってこれをなす。	(選任) 第 34 条 監査役は株主総会において選任する。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(任期) 第 31 条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第 36 条 監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(任期) 第 31 条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第 36 条 監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(報酬および退職慰労金) 第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。	(第 41 条に移動)

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(報酬および退職慰労金) 第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。	(第 42 条に移動)

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(議事録) 第 36 条 監査役会の議事の要領およびその結果については議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。	(監査役会の議事録) 第 40 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(議事録) 第 36 条 監査役会の議事の要領およびその結果については議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。	(監査役会の議事録) 第 40 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(新設)	(報酬等) 第 46 条 報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(新設)	(報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(利益配当) 第 39 条 当会社の利益配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。	(期末配当金) 第 49 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(利益配当) 第 39 条 当会社の利益配当金は毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。	(期末配当金) 第 49 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(訂正前)

現行定款	定款変更案
(中間配当金の支払) 第 40 条 当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し <u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配</u> (以下中間配当金という)をすることができる。	(中間配当金) 第 50 条 当社は取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という)をすることができる。

(訂正後)

現行定款	定款変更案
(中間配当金の支払) 第 40 条 当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し <u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配</u> (以下中間配当金という)をすることができる。	(中間配当金) 第 50 条 当社は取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下「 <u>中間配当金</u> 」という)をすることができる。

以上